

# 弥富市若年がん患者 在宅療養支援事業補助金のご案内

弥富市では、若年がん患者の方が、住み慣れた自宅などで安心して療養生活を送ることができるよう在宅サービスや福祉用具の貸与・購入費用の一部を助成します。

## 対象者 次のいずれにも該当する方

- ① 弥富市内に住所を有する方
- ② 0歳以上40歳未満（40歳の誕生日の前々日まで）の方
- ③ がん患者の方（医師に一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込がない状態に至ったと判断された方）
- ④ 在宅における療養生活の支援及び介護が必要な方

※小児慢性特定疾病医療費、その他のサービスを利用している場合は対象となりません

## 対象のサービス

区分	サービスの種類
在宅サービス	・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・夜間対応型訪問介護
福祉用具の貸与	・手すり ・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・車いす ・車いす付属品 ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト（つり具の部分を除く） ・自動排泄処理装置
福祉用具の購入	・腰掛便座 ・自動排泄処理装置の交換可能部品 ・排泄予測支援機器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具の部分

※サービス等の利用を開始又は購入した日の属する月の翌月から起算して1年以内が対象です

## 補助金額

サービス利用料の9割（上限額5万4千円/月）

※1,000円未満は切り捨て、上限額を上回る利用料については、ご本人の負担となります

※生活保護世帯は10割（上限額6万円/月）

申請書類は弥富市ホームページよりダウンロードできます。  
健康推進課窓口でも配布します。



# サービス利用の流れ

## 1 利用の申請

以下の書類を健康推進課へ提出してください。

### 【提出書類】

- ・若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（第1号様式）  
※対象となる方が未成年の場合は、保護者を申請者としてください。
- ・医師の意見書（第2号様式）※意見書作成料は補助の対象外
- ・【同一世帯以外の方が申請される場合のみ】委任状

※申請内容に変更が生じた場合は、変更申請が必要な場合があります。

詳細は、お問い合わせください。

※医師の意見書は、申請後1年を経過した場合は、再度提出が必要です。

## 2 利用決定の通知

市は、申請内容を審査し、利用者へ利用決定通知書を郵送します。

## 3 サービスの利用・支払い

サービスの利用を開始し、利用料を事業者に全額をお支払いください。

領収書と明細書を必ず発行してもらってください。

### 領収書または明細書に次の項目が記載されているか確認してください

- |   |                                      |
|---|--------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 申請者または補助対象者の氏名 | <input type="checkbox"/> サービスの内容（品名） |
| <input type="checkbox"/> サービス利用（購入）日    | <input type="checkbox"/> サービス等提供事業者名 |
| <input type="checkbox"/> 利用（購入）金額       |                                      |

## 4 補助金の交付申請・請求

以下の書類を健康推進課へ提出してください。

補助金の請求は、サービス等を利用又は購入した月の翌月から**1年以内**に行ってください。年度をまたぐ場合は、3月分までを**4月10日までに**申請してください。

### 【提出書類】

- ・若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付申請書（第8号様式）
- ・若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付請求書（第11号様式）
- ・領収書原本
- ・利用したサービスの内容がわかる書類（明細書等）
- ・振込先が確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）
- ・本人確認用書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

## 5 補助金の支払い

市は、申請内容を審査し、1か月程度で指定の口座に補助金を振り込みます。

お問い合わせ・申請先 弥富市役所 健康推進課（保健センター）

TEL 0567-65-1111（平日8：30～17：15）

〒511-8501 愛知県弥富市前ヶ須町南本田335